

令和 年 月 日届出
午前 時 分受領
長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号				保送 令和 年 月 日			
送付 令和 年 月 日 第 号				長印			
書類調査	戸籍記録	記録調査	調査票	簡 票	住 民 票	通 知	

市民課または市民サービス課へお問合せ下さい

その他に必要なもの

調停協議のとき	調停調書の原本	和解協議のとき	和解調書の原本
審判協議のとき	審判調書の原本と確定証明書	判決協議のとき	判決調書の原本と確定証明書
和解協議のとき	和解調書の原本		

←家庭裁判所の手
続きを終った場合の
必要書類

(1)	氏名	夫 この氏 甲 野 一 郎	妻 この氏 甲 野 幸 子
	生 年 月 日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	住 所	群馬県伊勢崎市上植木本町 2763 番地 母	群馬県伊勢崎市境下武士 262 番地 1 号
	(住民登録をして いるところ)	アパート 等の名称 地主主 甲 野 一 郎	アパート 等の名称 しんみんクニサカビル 地主主 甲 野 幸 子
(2)	本 籍	群馬県伊勢崎市田部井町三丁目2091 番地	
	(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	被験者の氏名 甲 野 一 郎	
	父 母 の 氏 名 と 同 姓 異 姓 (無き場合は 書いてください)	夫の父 甲 野 太 郎 母 森 原 竹 子	被験者の父 乙 川 和 夫 母 よ し
	父 母 の 氏 名 と 同 姓 異 姓 (無き場合は 書いてください)	長 男	二 女
(3)	離 婚 の 種 別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	
(4)	離 婚 の 種 別	☐ 和解 ☒ 調停 ☐ 審判	
	婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 ☒ 妻 ☐ 6とこの戸籍にもどる ☐ 新しい戸籍をつくる	
	婚姻前の氏に もどる者の本籍	群馬県前橋市上泉町106 番地 乙 川 和 夫	
(5)	未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子 甲 野 太 一	妻が親権 を行う子 甲 野 幸 江 甲 野 幸 美
(6)	同居の期間	昭和 〇〇 年 〇〇 月 から 平成 (同居を始めたとき)	昭和 〇〇 年 〇〇 月 から 平成 (別居したとき)
(7)	同居の期間	昭和 〇〇 年 〇〇 月 から 平成 (別居したとき)	
(8)	別居する前 の 住 所	群馬県伊勢崎市波志江町3553 番地 ハイフイサヤ 番 号103	
(9)	別居する前 の 仕事とおも な 仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている被験者 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している被験者 ☐ 3. 企業・個人商店等(営小売店を除く)の常務取締役で被験者の夫の従業員数が1人から99人までの 被験者(日または1年以上未満の契約期間あり) ☒ 4. 3.にあってはならない常務取締役または会社団体の役員(日または1年以上未満の契約期間あり) ☐ 5. 1.から4.にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる被験者 ☐ 6. 仕事をしていたるのいない被験者	
(10)	夫婦の職業	夫の職業 (記入不要)	妻の職業 (記入不要)
	夫の職業	(記入不要)	
	妻の職業	(記入不要)	
(11)	出 入 署 名 押 印	夫 甲 野 一 郎 (甲野)	妻 甲 野 幸 子 (甲野)
	事件簿番号	住所を定めた年月日	

※押印は任意

証 人 (鑑識照渡のときだけ必要です)	
署 押 生 年 月 日	伊勢 松吉 (松伊吉勢) 伊勢 松美 (伊勢) 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
住 所	群馬県伊勢崎市曲輪町 群馬県伊勢崎市曲輪町 28番 24号 28番 24号
本 籍	群馬県伊勢崎市香林町一丁目 群馬県伊勢崎市香林町一丁目 260番 1 260番 1

証人の捨印

※押印は任意

※同じ氏の人が複数
人いるときは、必ず
別々の印鑑にして下
さい。

※証人は成年（日本人なら18歳以上）に達していれば、どなたでも結構です。

→ 父母がいまだ結婚しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに因るようにしるしをつけてください。

必ず、2人の方に、それぞれ自署してもらって下さい。(夫婦である必要はありません)

外国人の場合、国籍によって記入のしかたが異なりますので、お問い合わせ下さい。

→ 旧姓に戻る人が記入して下さい。

→ 今後も推薦の原に附していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
(この場合にはこの推薦原と同時に別の推薦を提出する必要があります。)

←未成年の子がいる場合は、必ず親権者を決めて下さい。

→ 開店を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または開店を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

※離婚後も婚姻中の氏を名乗るには…

離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の届出が必要です。

○署名は必ず本人が自署してください。←署名の代筆されたものは受理できない場合があります。

○印は各自割々の印を押してください。←スタンプ印、シャチハタ印は使用しないで下さい。

○届出人の印をご持参ください。 朱肉を使って押印して下さい。

届けられた事項は、人口動態調査（統計法に基づく
指定統計第3号、厚生労働省所管）にも用いられます。

※印鑑登録している方の氏が変わった場合、登録が抹消されることがあります。

→ 発題、連絡できる電話番号を記入してください。

◎お問合せは…

伊勢崎市役所市民課戸籍係

TEL 27-2726

赤堀支所市民サービス課市民係

TEL 62-9794

あすま支所市民サービス課市民係

TEL 62-9908

係市民理フ一サキ市所支庁

日 74-0237